

〔改訂〕福山市人権施策基本方針（素案）に係る パブリックコメント結果について

福山市市民局まちづくり推進部多様性社会推進課

1 意見募集の概要と結果

(1) 公表した案

〔改訂〕福山市人権施策基本方針（素案）

(2) 公表の場所

福山市ホームページ及び次の窓口にて公表

多様性社会推進課、市政情報室、各支所、分所、分室、中部地域振興課及び各交流館

(3) 意見の募集期間

2025年（令和7年）2月18日（火）～3月17日（月）

(4) 意見募集の結果

ア 提出数 10通（個人10通、団体0通）

（持参2件、電子メール7件、ファクシミリ0件、郵送1件）

イ 意見の件数 44件

- | | |
|-----------------|-----|
| ・意見を基本方針に反映したもの | 2件 |
| ・市の考え方を説明するもの | 42件 |

※ 意見については、内容を要約しています。

※ 1通の意見に複数の内容が記載されている場合、それぞれの意見の内容ごとに要旨を整理しています。

2 意見の内容と市の考え方

(1) 意見を基本方針に反映したもの(2件)

No.	項目	意見の要旨	意見に対する市の考え方
1	P15 4 施策の方向性 (1)人権意識の向上 ①発達段階に応じた人権教育	「いじめの問題については、道徳教育で取り上げるとともに、組織的に早期発見や未然予防、背景やいじめる側の心理状態の把握など適切な対処ができる学校体制の改善など、学校全体での意識改革や体制づくりを進めます。」とあるが、ここに「被害を受けたこどものケア」についても記載できないか。	P18「②人権侵害に対する救済・支援」に、「地域の住民や団体との連携を図り、いじめや虐待など、人権に関わる問題の予防及び早期発見、早期解決に向けた取組に努めます。」と記載しているところです。 当該項目に、被害を受けたこどものケアについて、次の文言を追記します。 「学校内のいじめについては、全教職員がいじめられた児童生徒を守りきるという立場に立ち、組織的に対応し、被害を受けたこどもに対してのケアに取り組みます。」
2	P37-40 5 分野別施策の推進 (7)性的マイノリティの人権尊重	教育関係に関する取組の内容の記載があるのに対し、高齢期や障がい者に関する取組の記載がない。	P37「性的マイノリティの人権尊重」における「現状と課題」に次の文言を追記します。 「さらに周囲の無理解等により、こどもから高齢者にわたる各世代や、学校、医療現場、職場など日常生活のあらゆる場面で特有の困難に直面している現状があります。」 また、高齢期や障がいのある人の日常生活で直面する課題に対しては、P38「推進の方向」の考え方に基づき取り組んでまいります。

(2) 市の考え方を説明するもの(42件)

No.	項目	意見の要旨	意見に対する市の考え方
3	全体	基本方針の内容を住民に浸透させる方策も併せて検討してほしい。	本基本方針は、「福山市人権尊重のまちづくり条例」に基づき、人権施策を総合的・計画的に推進するための基本的な方針を示すものです。 本基本方針P15「4 施策の方向性」の中で、「全ての市民の人権が尊重される社会の実現に向けて、学校教育、市民啓発、企業啓発等、様々な機会で、当事者から差別の実態を学ぶなど人権についての正しい知識を深め、市民の人権意識の向上を図ります。」としています。この基本方針に基づき、市民に確かな人権意識が確立されるよう、人権啓発や教育に取り組んでまいります。 各分野における具体的な施策については、「5 分野別施策の推進」の「推進の方向」に基づき取り組んでまいります。 また、市職員の人権意識の向上に向けて、P16「③市職員への人権研修」の考え方に基づき推進していくこととしています。
4	全体	具体性がないので、この基本方針に基づいて実施計画を策定するのは難しいのではないかと。また、実施計画をいつまでに策定するのか明記がない。 基本方針の中に、ある程度実施計画的なものを明記すべきである。	
5	全体	基本方針を作成するだけでは意味がない。人権尊重のために、改訂された基本方針を如何に有効に活用するかだと思ふ。 そしてこの基本方針を市民だけではなく、市職員にもご覧いただき、人権に対する関心を高めてほしい。	
6	全体	住民が堅苦しくならないよう、難しい表現は避け、こどもでも理解できるような内容にしてほしい。	できるだけ平易な文章表現に努めるとともに、用語解説を設けるなど、分かりやすい方針となるよう配慮しました。 人権尊重のまちづくりに向けて、本基本方針の内容が市民に理解されるよう、今後の取組の中で、周知等に努めてまいります。
7	P15 4 施策の方向性 (1)人権意識の向上 ①発達段階に応じた人権教育	現在学校では分離教育が進められ、多くの障がい児は特別支援学校などに通学している。 人格形成に重要な時期に、障がいのある人の暮らしにくさを知ることができない児童はどうやって互いの違いを認め尊重しあう精神を育てることができるのか。 また障がい児にとっても、自分が受けるであろう不合理な扱い(差別)への対応を学ぶ機会を奪われることになる。 人としての日常的な関わりのないところで教える人権教育こそ観念的なものに終わるのではないかと。	学校は、多様な人間関係の中で互いを認め合いながら成長していく場です。 特別支援学級に在籍する児童生徒は、一人一人の障がいの状態や学習状況等が異なり、個に応じた支援が必要です。 また、学校行事などを通じて交流する中で、一人一人のこどもたちが将来の自立と社会参加に向けた力を育めるよう取り組んでいます。
8	P15 4 施策の方向性 (1)人権意識の向上 ①発達段階に応じた人権教育	「相手を尊重する意識や思いやりの心を持てるよう、様々な行事や集団生活、遊びを通して、乳幼児の発達の特性に合った人権教育(保育)を進めていきます。」とあるが、相手を尊重する意識や思いやりの心を持てるようになるためには、まずは、その子自身が大切にされることが重要である。 こどもを権利の主体と捉えて、教育・保育の取組を進めていただきたい。	こどもたちが、学校等の集団生活の中で、互いの違いを認め尊重し合う精神を育み、豊かな人権感覚を身に付けていくことができるよう、発達段階や特性等に応じた人権教育を推進しているところです。引き続き、児童生徒が自他を大切にすることについて日常生活と関連付けて考え、実践的な行動につながるよう取組を進めてまいります。

No.	項目	意見の要旨	意見に対する市の考え方
9	P15 4 施策の方向性 (1)人権意識の向上 ①発達段階に応じた人権教育	保護者への意識啓発について、DV防止啓発、こどもの権利について学ぶ機会を作してほしい。「虐待はダメ」と伝えるだけでは、虐待はなくなる。家庭の中にある暴力について気付くためには、まずDVについて知ることが有効である。	DV防止については、セミナー等の実施により市民啓発に努めています。 こどもの権利についても、人権啓発リーフレットを作成し、2023年度（令和5年度）の住民学習会のテーマの一つとして取り上げるなど、市民への周知・啓発を図っています。 暴力は人権を著しく侵害する重大な問題です。引き続き、保護者等への意識啓発を進めてまいります。
10	P15 4 施策の方向性 (1)人権意識の向上 ①発達段階に応じた人権教育	いじめの問題について、道徳教育で取り上げるとあるが、いじめは道徳の問題なのか。道徳の「おもいやり」の問題としていじめをとりあげるのであれば、なぜいじめたのか、なぜ傍観したのか、いじめた側、傍観した側の背景にあるものを見ることなく「おもいやり」の問題として済まされてしまう危険性が極めて高い。いじめは人権問題であり、おもいやりで解決する問題ではない。	道徳教育の中で、人としてよりよく生きる上で大切なものとは何か、自分はどのように生きるべきかなどについて、時には悩み、葛藤しつつ、考えを深め、自らの生き方を育んでいます。引き続き、道徳教育の中で人を大切にすること、自分と同じぐらい相手を大切にすることを育てていけるよう取組を進めてまいります。 いじめ加害者への対応においては、丁寧な聞き取りによる事実確認を行った上で、加害者への指導と被害者との関係修復を図ります。いじめの行為は絶対に認められないという毅然とした態度をとり、加害者の成長支援という視点にも心がけています。
11	P15 4 施策の方向性 (1)人権意識の向上 ①発達段階に応じた人権教育 ②市民への人権教育・啓発	保・幼・小・中・大学における人権教育についての具体的な言及がない。これでは基本方針に基づいてどのような具体的な計画が確立されるか疑問である。今後人権教育について審議会で検討し、基本方針の中に1年後に補強していくことを謳うべきである。	本基本方針は、「福山市人権尊重のまちづくり条例」に基づき、人権施策を総合的・計画的に推進するための基本的な方針を示すものです。 市民に確かな人権意識が確立されるよう、乳幼児期・学齢期における人権教育については、本基本方針P15「①発達段階に応じた人権教育」の考え方に基づき、義務教育修了後については、本基本方針P16「②市民への人権教育・啓発」の考え方に基づき、施策を推進してまいります。
12	P15 4 施策の方向性 (1)人権意識の向上 ②市民への人権教育・啓発	人権教育・啓発については、全市民の意識が前向きに変化していくよう、関係団体・機関等との連携を強化し、さらに市民を巻き込む企画・実践が不可欠と考える。 そのため、次の下線を引いた箇所を本文に書き加えていただきたい。 「そのため、市民が生活の身近な場で人権について学び続け、確かな人権意識が確立されるよう、市は人権擁護委員協議会、国・県の関係機関、支援に関わる団体・機関等との連携をさらに強化し、講演会や各種イベント、参加体験型学習などの学ぶ場の提供や、SNS等を活用した情報発信など、効果的な啓発となるよう創意工夫をしていきます。」	本基本方針P19「③市民・事業者等との連携の推進」における「分野別に関係団体・関係機関と連携し、その活動目的と特色を生かしながら、人権教育、人権意識の普及、相談、支援を効果的に推進します。」の考え方に基づき、人権擁護委員協議会を始め各関係機関との連携を図ってまいります。

No.	項目	意見の要旨	意見に対する市の考え方
13	P16 4 施策の方向性 (1)人権意識の向上 ②市民への人権教育・啓発	現状の住民学習会では基本方針に沿った内容の浸透は難しいと考える。 各地域には行政職員が必ずいると思うので、地域に任せるのではなく、行政職員が中心となり、住民学習を企画・実施すれば、基本方針に沿った学習ができるのではないかと。	本市は、「人間環境都市」を基本理念に掲げ、市民と行政が協力して魅力ある地域づくりを進める「協働のまちづくり」を推進しています。 この一環として、地域の課題解決や生活向上を目的とした住民学習会が地域主体で開催されています。 その中で、在住行政職員は、人権啓発推進組織の事務局や委員として地域役員と連携し、研修会や学習会の運営に関わっています。 住民学習会が基本的人権について学ぶ、住民の自主的な取組として開催され、自身の気付きや人とつながる場、さらに具体的な課題解決につながる場となるよう、行政職員としての役割を果たし、「人権文化が根付いた地域社会」の実現に取り組んでまいります。
14	P16 4 施策の方向性 (1)人権意識の向上 ③市職員への人権研修	様々な差別の具体的な事象に直接接する市職員は、差別によって奪われた生活を強いられている人に学ぶ機会は日常的にある。それを自分の仕事の範疇ではないと切り捨てているので気付かないままでいられるのではないかと。そこに気付かないと人権を擁護する姿勢だったり、人に伝えていくスキルは育たないと思う。 是非自分たちの差別との関わり方を振り返ってほしい。	職員としての資質の向上に向けて、本基本方針P16「市職員への人権研修」の考え方に基づき取り組んでまいります。
15	P17 4 施策の方向性 (1)人権意識の向上 ⑥人権啓発に向けた情報の収集・提供	行政としての人権を守る課題を仕事にどう生かし、どうアピールしているか振り返ることが重要である。情報は既に市役所の中に溢れるほどあり、気付かないだけではないかと。	
16	P16-17 4 施策の方向性 (1)人権意識の向上 ③市職員への人権研修 ④教職員への人権研修 ⑤事業者への人権啓発	行政職員・教職員、人権と関わりの深い特定職業従事者への研修について、DV防止啓発を必須テーマとすることを盛り込んでほしい。	本市では、毎年、虐待防止ネットワークDV対策部会での研修会にて「DV」をテーマとして取り上げています。 当部会は、行政機関ほか医師会や小・中校長会等の機関で構成しています。 引き続き、虐待防止ネットワークを始め、様々な機会においてDV防止等人権に関する研修に取り組んでまいります。
17	P16 4 施策の方向性 (1)人権意識の向上 ④教職員への人権研修	教員自身のこどもに対する人権感覚が欠けている。こどもを一人の人格を持った人間として捉えていない。長時間労働など、教員が職場において自身の人権を尊重されていないことも原因の一つと考えられる。	管理職、初任者等全ての教職員研修において、教職員が人権について深く理解するとともに、教科等の指導、生徒指導、学級経営など、全ての教育活動が充実するよう、継続して取り組んでまいります。
18	P18 4 施策の方向性 (2)人権擁護の推進 ①相談体制の充実	国連子どもの権利委員会の勧告では、「子どもの権利のための公的第三者機関の設置が必要である」という見解が示されている。本市にも弁護士等の専門家による「子どもオンブズパーソン」のような機関を設置するべきである。	国は、こどもの権利が侵害された場合の救済機関として、地方公共団体が設置するオンブズパーソン等の相談救済機関の実態把握や事例の周知を行い、取組を後押しする予定であり、その動向を注視してまいります。 なお、本市においては、不登校やいじめ、虐待などについて、関係部署・機関が連携して課題の解決に努めています。

No.	項目	意見の要旨	意見に対する市の考え方
19	P18 4 施策の方向性 (2)人権擁護の推進 ②人権侵害に対する救済・支援	人権侵害に対する救済策や支援策についての具体性や、 取組体制の具体性がない。	本基本方針P18「人権擁護の推進」の考え方に基づき取組を進めてまいります。
20	P20-22 5 分野別施策の推進 (1)女性の人権尊重	女性の人権がもっとも脅かされていると感じる場所の一つが、福山市議会である。 2025年3月議会において、女性議員の質問中に男性議員からヤジが入り、質問を中断するという場面があった。他の男性議員に対してはそういったことはなく、これは明らかな女性蔑視であり、更に1年目の議員に対するベテラン議員からのパワハラとも呼べるものではないか。それを制止しなかった議長も、その状況を黙認していた他の議員や行政側にも問題があると思う。 市の大切なことを決める政治の場で、市民が選んだ議員によって公然と差別が行われている事実に対し、市はどのような見解なのか。	当該意見については、市議会に共有いたします。 政策等の立案決定への男女共同参画が進み、男女が社会の対等な構成員として、多様な人材が活躍できる環境を整備していくことは、男女共同参画社会の形成を図っていく上で基盤をなすものです。 市議会においては、「議会男女均等検討会」を設置し、男女共同参画の推進に取り組んでいます。 また、行政職員においては、人権行政を推進する役割と責任を果たせるよう、研修等様々な機会でも、女性の人権尊重を始め、人権に関する学習を進めてまいります。
21	P20-22 5 分野別施策の推進 (1)女性の人権尊重	議員に対する不規則発言を規制してほしい。 市民の意見を代表して議会で質問する議員に対して不規則発言を行うということは、市民の知る権利さえ軽視しているように思う。 特に女性議員に対する不規則発言は、ジェンダー平等の観点からも問題だと思う。 女性の権利を守るためにも、行政職員や議員が率先して人権を守る姿勢を見せてほしい。	
22	P20-22 5 分野別施策の推進 (1)女性の人権尊重	大会の表彰などいろいろな場面で、男性が優先され先に表彰されるケースが散見される。 男女平等をめざすのであれば、年度ごとに男女交代で表彰するなど、どちらかの性が優位だと誤認されないような対応を取るなど、あらゆる場面でジェンダー平等を啓発してほしい。	男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、「福山市男女共同参画基本計画」に基づき、引き続き取り組んでまいります。
23	P20-22 5 分野別施策の推進 (1)女性の人権尊重	国立市における性別に起因する差別や人権侵害は行っていないことを明記した「ジェンダー平等を推進する条例」のように、本気で人権を守ることができるような具体的な条例を制定してほしい。	「福山市男女共同参画推進条例」第7条にて、「何人も、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的扱いをしてはならない。」と定めています。 本条例に基づき、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、引き続き取り組んでまいります。

No.	項目	意見の要旨	意見に対する市の考え方
24	P20-22 5 分野別施策の推進 (1)女性の人権尊重	推進の方向性として示す「福山市男女共同参画基本計画」には、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が全く盛り込まれていない。 基本計画の改定の際には、困難女性支援新法を盛り込むことを記載してほしい。	「福山市男女共同参画基本計画（第5次）」の策定時には、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」は施行前であったため、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に通ずる施策として、「困難を抱える女性に対する相談事業の充実」を位置付けています。
25	P20-22 5 分野別施策の推進 (1)女性の人権尊重	女性差別撤廃条約の批准に向けて「選択議定書」の批准を国に求める意見書を議会で採択されるように議会に働きかけてほしい。	当該意見については、市議会に共有いたします。 本市においては、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、「福山市男女共同参画基本計画」に基づき、引き続き取り組んでまいります。
26	P23-25 5 分野別施策の推進 (2)こどもの人権尊重	こどもを権利の主体と捉えて、こどもの人権教育を進めていくこと、こどもの権利擁護、意見表明を進めていくことを書き加えた方がよい。	本基本方針P23「こどもの人権尊重」の現状と課題において、こどもの意見表明権など「児童の権利に関する条約」の理念を記載しています。 また、福山市こども計画（第2期福山市ネウボラ事業計画）では、めざす姿である「地域みんなでつくる すべてのこども・若者の未来が輝き 子育て家庭の希望が実現できる こどもまんなかのまち ふくやま」を実現するため、課題やニーズを分析し、必要な施策を構築しています。こどもの権利についても、基本施策「こども・若者の権利を守る環境づくり」において取り組んでまいります。
27	P23-25 5 分野別施策の推進 (2)こどもの人権尊重	福山市こども計画は、こどもの権利に一切触れていない。 しかも、こどもや子育て家庭の「今」を充実させることに焦点を置いておらず、「未来」が輝くことに焦点が置かれており、今ここに生きているこどもたちが置き去りにされている。 そんな計画を基に、こどもの人権が大切にされるとは思えない。	
28	P23-25 5 分野別施策の推進 (2)こどもの人権尊重	「こども」分野に、「子どもの権利条約」の記載がない。それを外しては、こどもの権利は考えられないので記載すべきである。	
29	P23-25 5 分野別施策の推進 (2)こどもの人権尊重	こども・子育て家庭を守る「福山市こども家庭センターの設置」について国から県からも催促があると思う。 「福山市こども家庭センター」を設置し、それに係る施策を充実していくことを、基本方針に盛り込んだ方がよい。	本市では、児童福祉法の改正により、2024年（令和6年）4月1日から子育て世代包括支援センター（母子保健機能）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉機能）を一体的に運用する「こども家庭センター」を設置しました。 引き続き、福山市こども計画 基本施策「児童虐待防止対策等の更なる強化」に基づき、連携を密にし、更なるサービスの充実に努めてまいります。

No.	項目	意見の要旨	意見に対する市の考え方
30	P23-25 5 分野別施策の推進 (2) こどもの人権尊重	こどもの虐待やいじめ件数が伸びている原因を探してほしい。理由なく虐待をする親も、いじめをするこどももない。 彼らの生きづらさの裏にあるもの、社会的支援の不足、欠如しているところを探り出し、適切な支援につなげてほしい。	こどもの虐待相談や通告については、市民の意識の高まりから、年々増加傾向にあると考えます。こども虐待は、身体的、精神的、社会的、経済的等の要因が複雑に絡み合って起こると考えられています。引き続き、早い段階での相談・通告や関係部署・東部こども家庭センターとの連携した対応により、虐待予防や適切な支援に努めていきます。 いじめについては、各学校では、いじめを重大化させないためにいじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解決に向けて取組を行っています。こどもがいじめを行う背景としては、人間関係、学習のつまずき等による悩み、ストレスが要因となり、感情をコントロールできないこと等があります。引き続き、学期に1回以上の面談等、不安等の解消に向けた取組を行ってまいります。
31	P23-25 5 分野別施策の推進 (2) こどもの人権尊重	不登校の生徒が増加傾向にある背景には、学校が安心できる場所でなくなっていることが考えられる。 こどもの意思を尊重した教育現場になるよう、指導を徹底してほしい。	本市では、全てのこどもたちが「学びが面白い!」と実感する「こども主体の学び」づくりに向けて、教職員研修等を実施しています。こどもの意思を尊重し、安心して学校で過ごせるよう、引き続き取り組んでまいります。 フリースクールかがやきでは、児童生徒一人一人の状況に応じて、学習や活動の内容・方法等を自分で決め、安心して自分らしく過ごせるよう、職員と一緒に活動したり、支援したりしています。
32	P23-25 5 分野別施策の推進 (2) こどもの人権尊重	不登校の生徒の教育を受ける権利を保障してほしい。 公的フリースクールかがやきは「居場所」としての機能を果たしており、こどもに必要な居場所になっていると思うが、学習まで保障はされていない。 フリースクールでも教育が提供されるように対策をお願いしたい。	また、学習に集中して取り組むことができる簡易的な個室、好きな本を読むことができる図書館、運動ができるスペース等を整備し、児童生徒が選択できるようにしています。 児童生徒からは、「学校の勉強についていけない。勉強したいと思うが、下学年の勉強からやり直さないとできないと感じている。かがやきなら、自分のペースで学習できる。」という声が上がっています。
33	P23-25 5 分野別施策の推進 (2) こどもの人権尊重	こどもたちに、自分には意見表明権があることを伝えるための主権者教育に力を入れ、困ったこどもが自ら助けを求めに来られるような救済機関を設置してほしい。 いのちの電話やチャイルドラインといった民間の相談窓口もあるが、電話を持っていないこどもは使うことができない。実情に即した手段の構築をお願いしたい。	各学校は、ICTツールを活用したり、学期に1回以上の児童生徒への面談等を行い、悩みや困難を抱える児童生徒の早期発見・早期支援に努めています。また、自ら助けを求められるよう「SOSの出し方に関する教育」を実施し、学校の教職員やスクールカウンセラーに相談できる体制を構築しています。教育委員会においては、一人一台端末を活用することで、児童生徒のSOSを把握し、早期支援につなげる取組を検討してまいります。
34	P23-25 5 分野別施策の推進 (2) こどもの人権尊重	2025年3月議会で起きたヤジの内容が、学童の充実を求める議員の発言に対し、「こどもは放っておいても育つ」「居場所ならいっぱいある」「他にもっとやることはある」といったもので、こどもの人権に対する侵害であると感じている。 多様性社会推進課として、この事実をどう受け止め、今後に反映していくのか聞かせてほしい。	当該意見については、市議会に共有いたします。 全てのこどもの人権が尊重されるよう取り組んでまいります。

No.	項目	意見の要旨	意見に対する市の考え方
35	P23-25 5 分野別施策の推進 (2)こどもの人権尊重	学校において、校則や制服等、こどもの人権を侵害するような指導がいまだに残っている。 学校や教育委員会は当事者や地域の意見を取り入れたものという理由で容認しているが、全ての公務員は憲法を擁護する義務があるので、法的根拠のないものや、明らかな人権侵害に当たるものは、行政の役割として責任をもってなくすよう取り組んでもらいたい。	生徒指導規程は、児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために、教育目標の実現という観点から校長が定めています。学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえ、適切な内容となっているか、児童会・生徒会や保護者会といった場において、確認・議論する等、見直しを行っています。
36	P23-25 5 分野別施策の推進 (2)こどもの人権尊重	こどもの権利を守るために、こどもの権利に関する条例を制定するべきである。	こどもの権利に関しては、福山市こども計画（第2期福山市ネウボラ事業計画）の基本施策「こども・若者の権利を守る環境づくり」において、取組を推進してまいります。
37	P28-30 5 分野別施策の推進 (4)障がいのある人の人権尊重	障がい者プランにおいて「日中サービス支援型グループホームの整備推進」が明記され、ヘルパー不足については「人材確保に向けて情報発信に努めます」とあるが、ちぐはぐで理解できない。 地域生活に必要な手立てはヘルパーによる支援であり、足りないことに触れているだけで、解決しようとする姿勢が見られない。 それでいて集団介護は収容人数を増やしていくとなっており、これでは入所施設から地域移行を進めようという大きな柱が揺らいでいるとしか言えない。	日中サービス支援型グループホームの整備の推進については、希望する障がいのある人が、入所施設から円滑に地域移行するために必要であることから、今後の取組として第7期障がい福祉計画等に記載しているところです。 また、福祉人材の確保については、職員のスキルアップや処遇改善による離職防止を図るため、障がい福祉サービス等職員の研修費を補助するなど、引き続き、取組を進めてまいります。
38	P28-30 5 分野別施策の推進 (4)障がいのある人の人権尊重	クローバーへの相談が8,000件近くもあるとあるが、2023年度の障がい者プランの作成に合わせて行われた当事者へのアンケートでは、クローバーの認知度は低い結果となっており、8,000件もの相談があるとは考えられない。 むしろその相談の内容こそ載せるべきではないか。相談の中身にこそ障がい者政策の課題があると思う。	障がい者基幹相談支援センター（クローバー）では、2023年度（令和5年度）には、延べ7,985件の相談を受けています。 相談内容は、福祉サービス、障がい理解、健康医療など多岐にわたっており、寄せられた相談のうち、地域課題として検討すべきものについては、障がい者総合支援協議会において共有するとともに、対応等について協議を行うなど、障がいのある人への支援の質の向上を図っています。
39	P28-30 5 分野別施策の推進 (4)障がいのある人の人権尊重	障がいのある方の声も届けれるように、パブリックコメントを募集していることをきちんと周知してほしい。	本基本方針の改訂においては、「障がいのある人」の現状と課題の把握にあたり、障がいのある方にも審議会へ出席いただき、意見を伺いました。 パブリックコメントの周知の在り方については、より多くの障がいのある方の意見を聞くことができるよう、工夫してまいります。

No.	項目	意見の要旨	意見に対する市の考え方
40	P31-34 5 分野別施策の推進 (5)被差別部落出身者の人権尊重	「被差別部落出身者の人権尊重」に基づき、「福山市同和行政基本計画」を策定し、具体的な推進を図るべきである。 他の分野別施策については、多くが計画やプランに基づいて推進していくこととしている。	被差別部落出身者の困りごとの解消については、福祉、教育などの施策を活用し対応することと考えています。関係する一般施策を網羅的に記載するよりは、継続的な差別解消の取組となるよう、具体的に市の職員が取り組むに当たって必要となる情報を掲載した「手引き」を作成し、「若年層をはじめとする部落差別に係る啓発に必要な基礎資料や教材などの活用」や「差別事件への対応」、「地域の施設での交流や学習の場の提供」などについて、継続的に行っていくことが重要であると考えています。
41	P31-34 5 分野別施策の推進 (5)被差別部落出身者の人権尊重	市職員・教職員の部落問題への対応力の向上に向けた、福山市と福山市教育委員会による方針と具体的な研修計画・内容を明確に示していただきたい。	
42	P31-34 5 分野別施策の推進 (5)被差別部落出身者の人権尊重	2018年の市民意識調査によると、部落問題を知るきっかけとして最も多かったのは「学校の授業」であったが、20代の回答割合は30代から50代と比べてかなり低くなっている。これは、現在の学校で部落問題があまり扱われていないことを示しており、現在の20代の市職員や教職員の多くは、部落問題に関して十分な知識を持っていないと思われる。 市職員や教職員に対する部落問題の研修は緊急の課題であり、今後の福山市の人権政策にも大きな影響を与えるのではないかと。市民や児童・生徒・保護者からの相談や、差別事象が発生した場合、どのように対応していくのか。	同和問題の早期解決に向けた取組を効果的に行っていくため、部落差別に起因する課題解決に向けた支援のほか、教育・啓発に必要な資料やプログラムなどを体系立てて整理した「手引き」の作成に取り組み、同和問題に関する知識及び適切な対応について市職員が理解し、相談・啓発に際し実際に役立てるとともに、若い職員の理解増進を図ってまいります。
43	P50 7 基本方針の評価と見直し	急速な人権を取り巻く変化に対応するため、この基本方針の2年ないし3年後の見直し規定が必要ではないか。	基本方針の見直しは、今後の国等の人権を取り巻く状況や社会情勢の変化等を踏まえ、適宜行ってまいります。
44	その他	福山市のほぼ全てのパブリックコメントに、住所、氏名、電話番号、メールアドレスを記載するようになっている。 人権尊重のまちづくりをめざすためのパブリックコメントとして、このことが不適切だと思わないのか。行政に知り合いのいる方が意見を提出しにくい状況になっているとは思えないのか。 まずそこを見直してほしい。これは、個人情報の流出であり、人権侵害である。	パブリックコメントに対し、匿名の意見提出が容認されると、動員などによる偏った意見によって政策判断に混乱が生じる恐れがあります。このため、意見提出時には住所、名前を明記いただくこととしています。また、電話番号、メールアドレスについては、記載いただいた御意見の不明点等があった際に確認できるよう記載をお願いしております。 個人情報保護法では、行政機関は所掌事務を遂行する場合に個人情報を保有できるとされており、住所等の記載の取扱いは、利用目的の達成に必要な範囲であると考えています。 なお、いただいた個人情報については厳重に管理し、公表されることなく、個人情報の漏えい、滅失、毀損を防止するために必要かつ適切な措置を講じています。